

福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 条例（一部改正）の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年3月4日公布 令和2年厚生労働省令第21号）による、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 条例改正の概要

省令の内容に従い、第10条第3項の「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修」と改正する。

今回の改正により、支援員は、都道府県知事や指定都市の長が行う研修を修了した者だけでなく、中核市の長が行う研修を修了した者も支援員となることができるようになる。

3 条例の施行日

公布の日

4 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法<u>第二百五十二条の二十二第一項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>